

2022年7月20日

島根県知事 丸山 達也 様
島根県教育委員会教育長 野津 建二 様

日本共産党島根県議団
団 長 尾村 利成
幹事長 大国 陽介

新たな変異株の感染拡大から県民の命と生活を守るための緊急要望

新型コロナウイルス感染症の脅威に対して、島根県では、県や市町村の職員、医療従事者等の懸命な努力と県民の協力によって、第6波に渡る感染拡大期を乗り切ってきました。

しかしながら、第7波の流行においては、オミクロン株 BA. 2系統から BA. 5系統の新たな変異株への置き換わりの影響等により、県内での1日の感染者が1,000人を超え、過去最多の新規感染者数を記録しました。

BA. 5系統は従来のオミクロン株よりも感染力が強いとされ、8月上旬には従来株と完全に置き換わるとの政府の予想が示されており、これまでの対策では、更なる感染拡大を防げないことや県民の生活に重大な影響が生じることが強く危惧されます。

こうした厳しい現状を踏まえ、以下の点について緊急に要望します。

1. 県民一人ひとりの予防行動が何よりも大切であることから、基本的な感染対策（3密の回避、会話時のマスクの着用、手指消毒、体調管理、換気等）の徹底について県民の協力を得るため、様々な媒体を活用して、繰り返し、わかりやすい言葉で丁寧に説明を行うこと。
2. 第7波の感染拡大の経過に関してインターネット上で様々な情報が飛び交うなど、感染拡大の状況について県民の間で不安が広がったことを踏まえ、感染者のプライバシー等に十分配慮しつつ、県民が安心して日常生活を送れるように、県民の適切な予防活動に繋がるより具体的で分かりやすい、感染状況についての情報発信を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症患者が入院するための確保病床の上積みを図るとともに、医療機関の適切な機能分担を図ることで、遅延が許されない通常診療が継続できる医療供給体制を確保すること。また、今後の病床逼迫に備えて、速やかに、一時的に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる臨時医療施設の設置に向けた準備に着手すること。
4. 第7波により、医療従事者・高齢者施設職員への集団感染、高齢者や基礎疾患を有する方の重症化が強く懸念されることから、改めて4回目接種の有効性や副反応の状況などワクチンの有効性・安全性について分かりやすい情報発信を国が前面に立って早急に行うことを強く求めること。また、県と市町村が緊密に連携して、希望者への安全・迅速な接種を進めること。

5. コロナ陽性者の同居家族など濃厚接触者、接触者からは、自分がどのように行動すればいいのかわからないとの不安の声が寄せられており、フォロー体制を強化すること。また、自宅療養となった場合、自力での対応が困難なひとり暮らしの高齢者や生活困窮者が安心して相談や支援を求めることができる窓口を明確にし、県民に対して丁寧に周知を行うこと。
6. 受診抑制の防止及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、県内の資格証交付世帯（363世帯）に対して、ただちに保険証を交付すること。また、「国民健康保険の被保険者資格証の方が新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのため、指定医療機関を受診した場合は、一部負担金のみで受診することが可能」とする厚生労働省の通知（2020年2月28日付）について、あらためて周知・徹底し県民に対する必要な情報提供を行うこと。
7. 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価の高騰等により、多くの事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、国に適切な対策を求めるとともに、県の補正予算において必要な支援措置を講じること。
8. 抗原検査キットの配布や熱中症対策との両立など、夏休み期間中の部活動等での適切な感染防止対策を講じること。一方で、感染症への不安から過度に人との接触を控えることによって、保護者や子どもが精神的に不安定になることも懸念されることから、適切な相談窓口を周知するなどの対策を講じること。また、夏休み明けの感染拡大を防止するため、夏休み中期間中に、学校内の感染症対策設備や資材の再点検を行い、必要な施設整備や物資の補充等を行うとともに、換気等に伴って生じる冷房の電気代の増加に対して必要な予算措置を講じること。
9. 感染者の急増に対応しきれない保健所の業務について、保健所への応援職員の派遣や本庁での積極的疫学調査代行業務等によって補完する体制となっているが、短時間で応援職員が交代するような暫定的な措置を常態化するのではなく、職員の増員等によって、各保健所に必要な人員を早急に確保すること。
10. 暫定的な措置として、県庁において保健所支援のため100人を超える規模の動員体制が講じられている間にあっては、県が作成したBCP（業務継続計画）で事業の継続が強く求められている事業以外は、県民生活への影響に十分配慮しつつ、延期や縮小等の措置を講じること。また、職員が過重労働とならないように、健康管理体制に万全を期すこと。